

民法改正の施行に伴う端境期（3月中）の対応について

令和2年4月より、「民法の一部を改正する法律」が施行されるのに伴い、信用保証委託契約書や条件変更時に提出いただく変更契約書等について、改正民法に対応した書式改正（保証意思宣明公正証書の作成義務にかかる表明保証条項の挿入等）を行う予定です。

同内容につきましては、既に各金融機関様母店（本店）宛にご案内しておりますが、改めてご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

【端境期の対応について】

必要契約書	令和2年3月中	現行 の信用保証委託契約書 ＋ 信用保証委託契約附帯契約書
	令和2年4月以降	（新様式） 信用保証委託契約書
備考	●信用保証委託契約附帯契約書及び信用保証委託変更契約書は、当協会の金融機関専用ページよりダウンロードしてご利用下さい。（※変更契約書は3月からも利用可能です。詳細は経営支援課までお問い合わせ下さい） ●（新様式）信用保証委託契約書（保証申込書等セット）は3月末に金融機関様宛に発送予定しております。	

※注意点 信用保証書の発行が4月以降となった場合、改正民法が適用されるため保証意思宣明公正証書の作成が必要な連帯保証人が加入する際には、当該証書が作成されていないと連帯保証契約が無効となりますのでご注意ください。

【保証申込等に関するお問い合わせ】

保証第一課・第二課 TEL：098－863－5300

【条件変更等に関するお問い合わせ】

経営支援課 TEL：098－863－5310

【契約書の請求に関するお問い合わせ】

保証事務課 TEL：098－863－5076